

危険物施設等における事故防止について

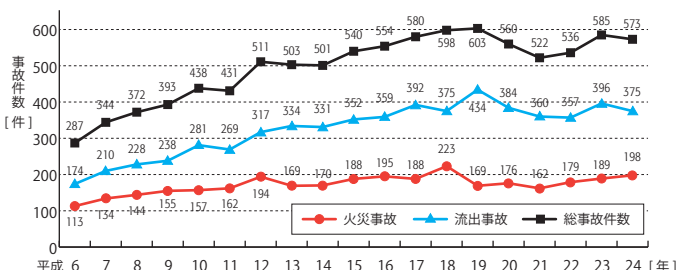
危険物保安室

○平成24年中の危険物施設における事故件数

平成24年中の危険物施設における事故件数（火災及び流出事故の合計件数）は、前年より12件少ない573件でした。

なお、この件数は、平成元年以降、事故が最も少なかった平成6年と比較すると、約2倍に至っており、事故防止対策の一層の推進が必要です。

危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

また、平成24年中には、以下のような大規模な危険物に係る事故が発生しました。

- ①レゾルシンプラント内の反応器について緊急停止措置の切替えを行った際に、当該反応器内の攪拌が停止し、上部の温度が上昇、内圧が高まり破裂し、爆発火災に至ったものと推定される事故（死者1名、負傷者21名）
- ②アクリル酸製造施設において、タンクに一時貯蔵されていたアクリル酸が重合反応を開始し、当該タンクの内圧が高まり破裂し、飛散することで火災に至ったものと推定される事故（死者1名、負傷者36名）

○平成25年度危険物事故防止アクションプラン

消防庁では、事故防止対策の取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会」を開催し、「平成25年度危険物事故防止アクションプラン」を以下のとおり取りまとめました。当該アクションプランに基づき、官民一体となった事故防止対策の自主的、積極的な推進をお願いします。

<危険物事故防止に関する重点項目>

危険物施設における事故の件数を減少させるためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図り、同様の事故をできるだけ減らしていくことが重要です。

近年の危険物に係る事故や東日本大震災の状況に鑑み、次の事項を重点として事故防止対策を講ずる必要があります。

1. 地震・津波対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震想定や津波想定の見直しが行われているが、このような状況を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の再検証を行うとともに、訓練を通じた習熟度の向上を図ること。

特に、地震や津波により想定される被害を具体的にイメージした上で、従業者等に対する地震・津波情報の確実な伝達、個々の従業者が行うべき応急対策の再確認、津波のおそれがある場合の避難方法については明確にしておくこと。

特に、地震や津波により想定される被害を具体的にイメージした上で、従業者等に対する地震・津波情報の確実な伝達、個々の従業者が行うべき応急対策の再確認、津波のおそれがある場合の避難方法については明確にしておくこと。

2. 経年劣化による流出事故防止対策の推進

経年劣化によるタンク、配管等からの流出事故を防止するために、日常点検、定期点検等の際に、計装類の指示値の異常、異音・異臭等の有無、錆垂れの有無等を見逃さない体制を確立するとともに、必要に応じて点検方法を見直し、不具合の発生が疑われる部位は速やかに補修、取替え等の対策を講ずること。

3. 保安教育の充実

知識不足、慣れから生じる配慮不足等による事故を防止するため、現場の整理・整頓・清掃や作業員間のコミュニケーション能力の向上といった基本事項を徹底する教育を実施し、効果測定の実施を推進すること。

特に、同種事業所において発生した事故事例は、軽微なものも含めて同種の事故の発生を防ぐ上で参考になる場合が多いことから、保安教育を行う際に積極的に活用するとともに、可能な限り業種を超えた事故情報の活用にも努めること。

4. 異常発生時における応急対応能力の向上

電力の途絶、工程の一部機能の喪失、原材料の全部又は一部の供給停止、冷却機能の停止等の異常が発生した場合に備えて、ハード面で講じられる安全対策を再整理しておくとともに、作業員が監視すべき項目や操作すべき項目を予め決めておくこと。

この際に、作業員に対してハード面で講じられる安全対策の概要及びその場合に想定される状況について教育するとともに、監視項目、操作項目の目的及び効果について教育すること。

また、これらの異常が発生した際の事故の発生リスク、万一事故が発生した場合に想定される事故の態様等を早期に把握して、関係機関への通報、関係者への連絡等を滞りなく行うことができるよう、従業者が連携して速やかに対応することのできる体制を構築しておくこと。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 鈴木（健）、黒木
TEL: 03-5253-7524